

発議第 10 号

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定および全国教員勤務実態調査を求める意見書

地方自治法第 99 条及び松伏町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

提出者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	平 野 千 穂

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

学校の業務量に見合った教職員の定数改善計画の策定および全国教員勤務実態調査を求める意見書

教職員の長時間過密労働が教職員の不足をもたらし、学校への教職員未配置問題を招いていることは、埼玉県为学校教育においても深刻な影響をもたらし、学校そのものの存続が問われかねない事態を招いています。全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持って条件整備を進めていくことが求められます。

教職員の長時間過密労働の解消には、教職員の授業負担を適正なものとするのが不可欠であり、本年5月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）改正においても、同法附則第3条（政府の措置）に「教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること」が盛り込まれたことは重要です。

しかしながら、「教職員の定数の標準の改定」が、従来型のいわゆる加配定数にとどまるならば、学校の業務量に見合った教職員数の確保とならないうえに、非正規雇用のいっそうの拡大となり、問題の解決にはなりません。

問題を解決するには、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第7条における「乗ずる数」を引き上げ、教職員定数の本体である基礎定数を引き上げる教職員定数改善計画に進まなければなりません。すでに令和5年11月9日、今後の教職員定数に関する国と地方の協議の場において、全国知事会など地方3団体は「いわゆる標準法における『乗ずる数』の見直し…などを含む教職員定数の改善」を要望しています。その後の教育現場の深刻な状態ならびに給特法改正をふまえ、基礎定数の増員に踏み出すべきです。

また、教職員の長時間労働の解消の取り組みを進める前提として、全国的な教員勤務実態調査による勤務時間の正確な把握が求められます。改正給特法の附則第6条には、第2号法施行日（令和8年1月1日）以後2年をめぐに「教育職員の勤務の状況の調査」を行う旨を政府に課しており、これを全国教員勤務実態調査によって行うべきです。

よって、国においては、次の対策を講じるよう、強く求めます。

- 一、国の責任で学校の業務量に見合った教職員配置にするため、教職員基礎定数の改善計画をつくり、義務教育標準法を改正すること。
- 一、国の責任で、令和10年1月をめぐに全国教員勤務実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月24日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

提出先 衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様
文部科学大臣 あ べ 俊 子 様